

建設副産物対策特記仕様書

1. 建設副産物対策の基本的な考え方

循環型社会システムの構築の必要性を考え、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」における基本的な考え方を原則とし、

- (1) 排出抑制の推進
- (2) 再資源化・縮減の推進
- (3) 適正処理の推進
- (4) 再使用・再生資材の利用推進

等を目的として、本市「土木請負工事必携」（土木工事共通仕様書1-1-18建設副産物）、（建設副産物適正処理推進要綱）、（神戸市建設廃材再生材使用基準）に記載の事項を遵守すること。

2. 建設資材の搬入及び建設副産物の搬出

特に本工事で搬入する建設資材及び搬出する建設副産物に関しては、下記事項を遵守すること。

- (1) 建設工事から発生した建設発生土は工事間流用を原則とする。また、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設混合廃棄物、建設汚泥、廃路盤材等の産業廃棄物については、産業廃棄物処分業の許可を有する中間処理施設に搬出し処分すること。なお、搬出にあたっては分別作業を必ず行うこと。
- (2) 建設工事で発生する産業廃棄物の処理について
 - ① 請負人は、産業廃棄物の処理（運搬及び処分）を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託契約を書面により各々締結し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。
 - ② 請負人は、返送されたマニフェストの記載内容を確認するなど、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の移動及び処理の状況を把握し、不法投棄や不測の事故の防止など、適正な処理を確保することに努めなければならない。
 - ③ 請負人は委託契約書を契約終了日から5年間、また、マニフェストを交付日または受領日から5年間保管しなければならない。
 - ④ 請負人は、毎年6月30日までに、前年度のマニフェストの交付等の状況を報告しなければならない。（ただし電子マニフェストは報告の対象外とする。）
 - ・問い合わせ及び報告書の提出先は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課
ホームページ
<https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/business/kankyotaisaku/industry/manifesto.html>
- (3) 請負人は、建設工事で発生する産業廃棄物について、請負人自らが工事現場以外に保管する場合は、原則としてあらかじめ以下の届出を神戸市長に提出しなければならない。
 - ① 「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく保管届出書（保管する産業廃棄物の面積が100㎡以上の場合）
 - ② 「廃棄物処理法」に基づく保管届出書（保管する土地の面積が300㎡以上の場合）
 - ・問い合わせ及び保管届出書の提出先は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課
ホームページ
https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/industry/sanpai_hokan.html
- (4) 請負人は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物はマニフェストにより、処理されているかを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
なお、マニフェストについては、D票を監督員に提示する。また、電子マニフェストを使用した場合、請負人は、受渡確認票又はデータのダウンロードの写しを提示する。
- (5) 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書の提出について
 - ① 「建設リサイクル法」の対象建設工事となる工事（特定建設資材を工事現場に搬入する、または特定建設資材廃棄物を工事現場から搬出する工事で、請負工事にあつては請負金額が500万円以上の工事）の場合は、必ず再生資源利用（計画・実施）書及び再生資源利用促進（計画・実施）書を作成しなければならない。

○特定建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物

○特定建設資材廃棄物

コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊

- ② この場合、計画書は工事着手前に電子データに入力し、施工計画書に含めるとともに、「建設リサイクル法第11条（10条）」の通知（届出）の必要から、工事着手10日前までに電子データを監督員に提出すること（監督員は工事着手の前日までに所管課〔環境局事業系廃棄物対策課〕に提出する）。

また、実施書も工事完了後電子データに入力し、法第18条に基づき速やかに監督員に提出すること。

計画書及び実施書の作成においては、建設副産物情報交換システムを利用することができる。ただし、この場合はPDFデータをダウンロードして監督員に提出すること。

- ③ 再生資源利用（計画・実施）書

本工事において、請負人は、建設資材を工事現場に搬入する場合、再生資源利用（計画・実施）書には「建設リサイクル法」の特定建設資材のみならず、その他の建設資材も記載すること。

○その他の建設資材

土砂、砕石、その他（再生資材のみ）

- ④ 再生資源利用促進（計画・実施）書

本工事において、請負人は、建設副産物を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進（計画・実施）書には「建設リサイクル法」の特定建設資材廃棄物のみならず、建設廃棄物も記載すること。

○建設廃棄物

建設発生木材（伐木材・除根材など）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の分別された廃棄物

- ⑤ 建設副産物実態調査（センサス）について

国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度に当たる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を作成すること（最終請負金額が100万円以上の工事）。実施書は電子データに入力し、工事完了後速やかに監督員に提出すること。

実施書の作成においては、建設副産物情報交換システムを利用することができる。ただし、この場合はPDFデータをダウンロードして監督員に提出すること。

- (6) 建設リサイクル推進計画への協力について

建設廃棄物はできる限り多品目の分別を行い、建設混合廃棄物の削減に取り組むこと。また特定建設資材廃棄物、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データを監督員に提出すること。

- ・問い合わせ（様式含む）は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課
ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a48889/business/todokede/jutakutoshikyoku/recycle/index.html>

3. 建設副産物の搬出先

- (1) 建設発生土

設計書に明示したとおり搬出するものとする。

- (2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、廃路盤材等

請負人は、原則として設計書に明示した再資源化が可能な中間処理施設に搬出するか、もしくは、請負人の判断で他の市内中間処理施設に搬出することができる。搬出先は、本市の承諾を得るものとするが、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、以下の場合は設計変更の対象とする。

- ① 搬出先が新規に登録された中間処理施設等であり、処理費用が安価になる場合
- ② 設計書に明示した中間処理施設の受け入れ中止等により、搬出先に変更が生じた場合
- ③ その他、請負人の責によらず搬出先に変更が生じた場合

(3) 木材、混合廃棄物、建設汚泥

請負人は、原則として設計書に明示した中間処理施設に搬出するか、もしくは、請負人の判断で他の中間処理施設（市内施設・市外施設）に搬出することができる。搬出先は、本市の承諾を得るものとするが、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、以下の場合には設計変更の対象とする。

- ① 搬出先が新規に登録された中間処理施設等であり、処理費用が安価になる場合
- ② 設計書に明示した中間処理施設の受け入れ中止等により、搬出先に変更が生じた場合
- ③ その他、請負人の責によらず搬出先に変更が生じた場合

※搬出先一覧については、神戸市ホームページを参照のこと

<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>

4. 再生資材の利用促進

本工事における再生資材の利用については、「土木工事請負必携」（神戸市建設廃材再生材使用基準）により、設計図書に明示されたとおり再生資材を利用する。

ただし、再生材製造工場の都合により設計図書に明示された再生資材の利用が困難な場合については、監督員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

なお、再生資材を利用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ利用すること。

- (1) 上記で再生資材を路盤または舗装材として利用する場合の品質は、「神戸市建設廃材再生材使用基準」5. 品質基準によるものとする。
- (2) 再生砕石を基礎材等として利用する場合の品質は、「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを利用するものとする。
- (3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

5. 建設資材廃棄物引渡完了報告書の提出

請負金額が500万円以上の場合もしくは床面積80㎡以上の建築物の解体工事を含む場合は、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づき、請負人は、「建設資材廃棄物引渡完了報告書」と「各廃棄物のマニフェスト（B2票）写し」を添付して、産業廃棄物処分業者（中間処理業者または最終処分業者）へ引渡してから15日以内に神戸市環境局事業系廃棄物対策課及び監督員へ提出すること。また、電子マニフェストを使用した場合、請負人は、運搬終了の通知を受けた画面を紙に出力したものを提出すること。

問い合わせ先は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課

ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/industry/kanryouhoukoku.html>

6. グリーン調達について

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進すること。